

○須高行政事務組合の職員等の給与並びに 旅費等の支給に関する条例

(昭和60年3月11日条例第1号)

改正 昭和62年11月30日 条例第1号
平成3年11月1日 条例第1号
平成4年3月4日 条例第2号
平成4年11月12日 条例第7号
平成17年3月15日 条例第1号
平成18年3月16日 条例第2号
平成19年4月1日 条例第1号
平成25年10月31日 条例第3号
平成28年3月29日 条例第3号
令和元年10月25日 条例第4号

須高行政事務組合の職員等の給与並びに旅費等の支給に関する条例（昭和39年条例第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、職員等の報酬、給与、旅費等の支給に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この条例の適用を受ける職員とは、次に掲げるものをいう。

(1) 特別職の職員

ア 議会の議員

イ 監査委員

ウ 地方公務員法第3条第3項第2号に掲げる職でア及びイに掲げる以外のもの

(2) 一般職の職員

（報酬）

第3条 前条第1号に規定する特別職の職員には、別表による報酬を支給する。

2 前項の報酬の支給については、須坂市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和30年条例第8号）の適用を受ける職員の例による。

（給与）

第4条 第2条第2号に規定する一般職の職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当及び宿直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当並びに寒冷地手当とする。

2 前項の給与の額及び支給については、須坂市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第27号）の適用を受ける職員の例による。ただし、特殊勤務手当については、別に条例で定める。

（旅費）

第5条 職員の旅費の支給については、須坂市職員等の旅費支給条例（昭和63年条例第4号）の適用を受ける職員の例による。ただし、第2条第1号に規定する特別職の職員については、同条例中の市長等の支給額を支給する。

（補則）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年11月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年9月5日から適用する。

附 則（平成3年11月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月4日条例第2号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年11月12日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月15日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月16日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月31日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月25日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(別表) (第3条関係)

職 名		報 酬 の 額 (円)	
		年 額	日 額
議会の議員	議 長	21,000	
	副 議 長	19,000	
	議 員	17,000	
監 査 委 員	識見を有する者		7,000
	議員のうちから 選任された者	9,000	
情報公開・個人情報保護審査 会委員 指定管理者候補選定審査会委 員 行政不服審査会委員			6,500